

宇 情 個 審 答 申 第 5 号
令 和 8 年 9 月 8 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 和 田 勝 行

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年9月4日付け、7宇都交第288号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定（公開請求に係る公文書の内容：①市がルール違反であるとした根拠となる文書等一式・宇治市自転車等駐車場条例・宇治市自転車等駐車場条例施行規則・宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 7 年 7 月 22 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「令和 7 年 4 月 2 日付 7 字都交第 19 号で宇治市長から宇治市監査委員に提出された弁明書に、「(カ)回数券綴りの払い戻し～」について「本事案は～、条例及び規則並びに業務マニュアル等がない「ルール違反」である」と記されている(添付参照)以下の文章等の公開を求めます。①市がルール違反であるとした根拠となる文書等一式。添付資料弁明書(抜粋)」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を、「①市がルール違反であるとした根拠となる文書等一式・宇治市自転車等駐車場条例・宇治市自転車等駐車場条例施行規則・宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項」と特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 7 年 8 月 5 日、実施機関は、本件文書に記録されているものの一部が条例第 6 条第 2 号及び同条第 6 号の規定に該当するとして公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

4 審査請求

令和 7 年 8 月 12 日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

部分公開決定処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件は住民監査請求において、市営駐輪場で管理員が独自判断で回数券綴りを還付したことについて、市が、「条例及び規則並びに業務マニュアル等がない『ルール違反』である」と断定した根拠を求めた情報公開請求です。一部を非開示とされた情報について、開示されるべきと考えます。

(1) 個人情報について

非開示理由として「個人情報」が挙げられていますが、当該案件は公共の利害に大きく関係し、公益性が極めて高く、指定管理者の職務に関連するものであり、市が公に『ルール違反』である」と断定した案件に関するものであり、個人のプライバシーに該当しないと考えられます。

(2) 防犯に関する事項について

施設の防犯、警備内容に関し支障があるとされていますが、非開示とされた内容が具体的にどのような危険をもたらすのかは明らかにされていません。加えて、今回求めた情報は、既に市の判断により処分が下された内容に関わるものであり、施設の運営上の透明性確保のためにも開示の必要性が高いと考えます。本件一部非開示決定のうち該当部分については、非開示とする合理的理由に欠けると考え、開示すべきであると主張します。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る内容を確認したところ、「宇治市自転車等駐車場条例」、「宇治市自転車等駐車場条例施行規則」及び指定管理者が内部資料として作成し、実施機関が取得した「宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項」を公文書として特定した。

また、本件決定により非公開となった部分は、「宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項」に記載されている、「個人の氏名」、「個人の電話番号」、「警備の情報」である。「個人の氏名」、「個人の電話番号」については、条例第6条第2号に基づき、「個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ため、また、「警備の情報」については、同条第6号に基づき、「防犯に関する情報であって、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活に支障が生ずるおそれがある」ため、非公開決定したものである。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容及び、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書の特定について

本件請求に係る公文書は、宇治市自転車等駐車場条例、宇治市自転車等駐車場条例施行規則及び宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項（以下「本件文書」という。）である。

2 条例第6条第2号本文該当性について

(1) 条例第6条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、同号ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

- (2) 本文書のうち、宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項に個人の氏名及び個人の電話番号が記載されている。これらの情報については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもののうち公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第6条第2号本文に該当し、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 条例第6条第6号該当性について

- (1) 条例第6条第6号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報」を非公開情報と規定している。
- (2) 宇治市自転車等駐車場の料金収納等に関する手引き及び留意事項に記載されている施設の防犯、警備内容に関する情報については、これを公開すると、当該施設における防犯・警備体制が明らかとなり、当該施設における防犯・警備体制の脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、施設の防犯、警備内容に関する情報は、条例第6条第6号に該当し、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和7年 7月22日	公文書公開請求
令和7年 8月 5日	公文書部分公開決定
令和7年 8月12日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和7年 9月 4日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年12月 8日	実施機関から意見書收受
令和7年12月26日	審査請求人から反論書收受
令和8年 2月18日	実施機関から意見聴取（令和7年度第3回審議会）
	審議（令和7年度第3回審議会）
令和8年 7月28日	審議（令和8年度第1回審議会）

令和8年 9月 8日	答申
------------	----